

第二条の表十七の項中「三十五の項リ」を「三十五の項ヲ」に改め、同項イ中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改め、同項ロ中「第七条の二第五項」を「第七条の三第五項」に改め、同項ハ中「第七条の二第六項」を「第七条の三第六項」に改め、同項ニ中「第七条の二第七項」を「第七条の三第七項」に改め、同項ホ中「第七条の二第八項」を「第七条の三第八項」に改め、同項ヘ中「第七条の二第九項」を「第七条の三第九項」に改め、同項ト中「第七条の三第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同項チ中「交付」の下に「(区市町村以外の者が設置した母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設並びに助産施設、乳児院、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に係るものに限る。）」を加え、同表十七の二の項中「三十五の二の項ニ」を「三十五の三の項ニ」に改め、同項ロ中「認定こども園有効期間更新決定通知書」を「認定こども園認定有効期間更新決定通知書」に改める。

第三条の表五の二の項中「三十五の二の項」を「三十五の三の項」に改め、同項を同表五の三の項とし、同表五の項中「三十五の項へからちまで」を「三十五の項リからルまで」に改め、同項を同表五の二の項とし、同表四の項の次に次のように加える。

五 特例条例第二条の表三十五の項ハからホまで
及び同表三十五の二の項に掲げる事務

当該事務に係る事業の実施地を
管轄する特別区

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年三月十八日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都規則第二十号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務

の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十一の項中「二十六の項ヲ」を「二十六の項ヨ」に改め、同項イ中「第七条の二第一項」を「第七条の三第一項」に改め、同項ロ中「第七条の二第五項」を「第七条の三第五項」に改め、同項ハ中「第七条の二第六項」を「第七条の三第六項」に改め、同項ニ中「第七条の二第七項」を「第七条の三第七項」に改め、同項ホ中「第七条の二第八項」を「第七条の三第八項」に改め、同項ヘ中「第七条の二第九項」を「第七条の三第九項」に改め、同項ト中「第七条の三第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同表十一の二の項中「二十六の項ワ」を「二十六の項タ」に改め、同表十二の項中「二十六の二の項ニ」を「二十八の項ニ」に改め、同項ロ中「認定こども園有効期間更新決定通知書」を「認定こども園認定有効期間更新決定通知書」に改める。

第三条の表三の二の項中「二十六の二の項」を「二十八の項」に改め、同項を同表三の三の項とし、同表三の項中「二十六の項へからルまで」を「二十六の項リからカまで」に改め、同項を同表三の二の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 特例条例第二条の表二十六の項ハからホまで
及び同表二十七の項に掲げる事務

当該事務に係る事業の実施地を
管轄する市町村

第三条の表十一の項の次に次のように加える。

十二 特例条例第二条の表二十九の十九の項に掲げる事務

当該事務に係る商店街振興組合
又は商店街振興組合連合会の主
たる事務所の所在地を管轄する
市

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年三月十八日

●東京都規則第二十一号

東京都知事 石 原 慎太郎

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（使用料及び使用予納金の徴収及び還付）

第五条の二 使用料は、承認の際に徴収する。ただし、これによることが困難な場合は、知事の指定した日に徴収する。

2 使用予納金は、申請の際に徴収する。

3 使用予納金の額は、使用料の半額とする。

4 使用予納金を徴収したときは、これと引換えに使用予納金額収書を交付する。

5 使用料及び使用予納金は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第九条第一項ただし書の規定により還付することができる。

一 天候のため又は災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。

二 施設の維持管理上の必要により施設の使用ができなくなったとき。

6 前項の規定による使用料及び使用予納金の還付の額については、次に定めるとおりとする。

一 使用開始前の場合 全額

二 使用承認時間の二分の一を経過しない場合 半額

第七条の見出しを「（使用料及び利用料金の減額又は免除）」に改め、同条第一項本文中「により」の下に「使用料及び」を加え、同項第一号中「、東京都教育委員会又は」を「若しくは東京都教育委員会又は区市町村若しくは」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十七条第二項の規定により使用料を徴収する場合における前項の規定の適用については、同項中「超過利用料金及び附属設備の利用料金」とあるのは「超過使用料及び附属設備の使用料」とする。

第八条中「別表」を「別表第二」に改める。

第十二条第三号中「、寄附行為」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

別表一施設等の整備日の欄中「（昭和二十三年法律第七十八号）」を削り、同表中

| | | | | |
|-----------|------------------------------------|--|--|-------------------------------|
| 東京辰巳国際水泳場 | メインプール ダイビングプール サブプール 会議室 | | | 毎月第三月曜日。ただし、その日が休日になるときは、その翌日 |
|-----------|------------------------------------|--|--|-------------------------------|

| | | | | |
|----------------|--|--------------|-------------------|--------------------------------|
| 東京辰巳国際水泳場 | メインプール ダイビングプール サブプール 会議室 | | | 毎月第三月曜日。ただし、その日が休日になるときは、その翌日 |
| 有明テニスの森公園テニス施設 | テニスコート 有明コロシム（有明コロシム附属施設を含む。以下同じ。） 会議室 | 一月一日 | 十二月三十一日 | 一箇月につき五日を超えない範囲において、知事が別に指定する日 |
| 若洲海浜公園ヨット訓練所 | ヨット訓練所 会議室 | 一月一日から同月三日まで | 十二月二十九日から同月三十一日まで | 毎週火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日 |

改める。

別表二東京辰巳国際水泳場の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------|------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 有明テニスの森公園テニス施設 | テニスコート（夜間照明設備を備えているもの） | 四月一日から十月三十一日までの間は、午前九時から午後九時まで | 十一月一日から翌年三月三十一日まで |
|----------------|------------------------|--------------------------------|-------------------|

に

を

| | | | |
|--------------|--------|---|---|
| 若洲海浜公園ヨット訓練所 | ヨット訓練所 | テニスコート(夜間照明設備を備えていないもの) 有明コロシアム 会議室 | 十一日までの間は、午前九時から午後五時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで |
|--------------|--------|---|---|

別表三 一の部東京辰巳国際水泳場の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|--------------------------|------------------------|
| 有明テニスの森公園テニス施設 | テニスコート 有明コロシアム 会議室 | 使用月の属する年度の前年度の十月三十一日まで |
|----------------|--------------------------|------------------------|

別表三 二の部東京辰巳国際水泳場の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|--------------------------|-------------|
| 有明テニスの森公園テニス施設 | テニスコート 有明コロシアム 会議室 | 使用月の前月の初日から |
| 若洲海浜公園ヨット訓練所 | ヨット訓練所 | 使用月の前月の初日から |

別表三 二の項備考に次のように加える。

4 有明テニスの森公園テニス施設の申込期間は、知事が別に定める場合は、この限りでない。

別記第三号様式中「**等**」を削り、「**損益計算書又はこれ**」を「**損益計算書又はこれら**」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則を公布する。

平成二十三年三月十八日

●東京都規則第二十二号

東京都知事 石原 慎太郎

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成二十三年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(建築物の高さの算定方法)

第二条 建築物の高さは、地盤面からの高さにより算定する。ただし、地盤面が、当該建築物の敷地に接する緊急輸送道路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心からの高さによる。

2 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。

(沿道建築物の高さの基準)

第三条 条例第二条第二号及び第五号の東京都規則で定める高さは、建築物のそれぞれの部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものに相当する高さとする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 緊急輸送道路の幅員の二分の一に相当する距離

(特定緊急輸送道路の指定手続)

第四条 条例第七条第一項に規定する特定緊急輸送道路について、同条第二項の規定に基づき、特別区及び市町村の長の意見を聴こうとするときは、文書で照会するものとする。

(耐震化状況報告書等)

第五条 条例第八条各項の規則で定める報告書の様式は、別記第一号様式による。

(耐震診断を行う能力がある者)

第六条 条例第十条第一項第五号の耐震診断を行う能力がある者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の建築学を研究する学部、専攻科又は大学院における耐震工学の教授又は准教授の職に在り、又は在った者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が耐震診断を行う知識と技能を有すると認める者

（耐震診断の実施が完了した日）

第七条 条例第十条第二項の耐震診断の実施が完了した日として規則で定める日は、同条第一項に掲げる者のうちいずれかの者が、条例第八条第一項に規定する特定沿道建築物（以下「特定沿道建築物」という。）の耐震診断を行って次条の報告書の所定欄に耐震診断の結果を記載したものを当該特定沿道建築物の所有者（所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者。第十条において同じ。）に交付した日とする。

（耐震診断実施結果報告書）

第八条 条例第十条第二項の規則で定める報告書の様式は、別記第二号様式による。

（損壊した建築物の高さの基準）

第九条 条例第十条第四項の規則で定める高さは、第三条に定める高さとする。

（耐震改修等の実施が完了した日）

第十条 条例第十条第四項の耐震改修等の実施が完了した日として規則で定める日は、特定沿道建築物の所有者が耐震改修等に係る工事が完了したことを知った日とする。

ただし、耐震改修が実施された場合（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の七第一項の規定の適用を受けずに同法第六条第一項に定める確認又は同法第十八条第三項に定める審査を受ける場合を除く。）において、当該特定沿道建築物について、条例第六条第二項第二号の基準に適合した旨次条の報告書の所定欄に記載されたものが当該特定沿道建築物の所有者に交付された日が、当該知った日に遅れるときは、当該交付された日とする。

（耐震改修等実施報告書）

第十一条 条例第十条第四項の規則で定める報告書の様式は、別記第三号様式による。（特定沿道建築物を表示する事項）

第十二条 条例第十二条第一項の当該特定沿道建築物を表示するために必要なものとして規則で定める事項は、当該特定沿道建築物の所在地、名称（所有者の氏名が含まれるものを除く。）、構造、階数、用途その他の知事が建築物を特定することができる事項とする。

（意見陳述の機会の付与）

第十三条 条例第十二条第二項の規定に基づき、特定沿道建築物の所有者に意見を述べる機会を与えるに当たっては、意見書の提出期限（口頭による意見を述べる機会を与える場合には、その日時）までに相当な期間において、当該所有者に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

- 一 予定される公表の内容及び公表の根拠となる条例の条項
- 二 公表の原因となる事実
- 三 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見を述べる機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（身分証明書の様式）

第十四条 条例第十五条第二項に規定する立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記第四号様式による。

（耐震化状況の公表）

第十五条 条例第十七条第一項の規定に基づく公表は、毎年度、特定緊急輸送道路を主要な交差点で区分した区間ごとに行うものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は同年十月一日から、第六条から第十五条までの規定は平成二十四年四月一日から施行する。

別記
第1号様式(第5条関係)
(第1面)

耐震化状況(変更)報告書
(第1面)

東京都知事 殿

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第8条の規定により、下記のとおり、所有し、又は管理する建築物の耐震化状況について報告します。

年 月 日

(所有者 管理者)

住所

氏名

電話

印

記

| | |
|------------------------|---|
| 建築物の名称 | |
| 建築物の所在地 | (<input type="checkbox"/> 地番・ <input type="checkbox"/> 住居表示) |
| 建築物の用途 | |
| 建築物の階数 | 地上 階・地下 階 |
| 建築(着工)年月日 | 年 月 日 |
| 建築物の高さ | m |
| 耐震診断実施状況 | 1 実施済み (年 月 日実施) 2 実施予定 (年 月 日実施予定) 3 未定(理由:) (耐震改修等の実施又は実施予定等) |
| 耐震改修の実施 | 1 耐震改修 (<input type="checkbox"/> 実施済み・ <input type="checkbox"/> 実施予定) (<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 敷地の整備) 2 全部を除却 (<input type="checkbox"/> 実施済み・ <input type="checkbox"/> 実施予定) 3 一部を除却又は全部・一部を移転 (<input type="checkbox"/> 実施済み・ <input type="checkbox"/> 実施予定) 4 全部滅失又は一部損壊 5 耐震改修等の実施時期未定 6 耐震改修等の実施不要 (1から4までの場合の耐震改修等の実施、実施予定又は滅失・損壊の時期) 年 月 日～ 年 月 日 |
| 耐震改修等又は滅失・損壊の概要 | |
| 工事監理者 | |
| 工事施工者 | |
| 耐震診断等実施時の地方公共団体等の補助の有無 | <input type="checkbox"/> 耐震診断の補助あり (地方公共団体等の名称) <input type="checkbox"/> 補強設計の補助あり (地方公共団体等の名称) <input type="checkbox"/> 耐震改修等の補助あり (地方公共団体等の名称) <input type="checkbox"/> 補助なし |

(日本工業規格A列4番)

(第2面)

(第2面)

備考

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

【添付資料】

- ・ 工事請負契約書の写し (耐震改修等を実施した場合)
- (第1面及び第2面に関する注意事項)
- ・ 各欄の選択肢は、該当する番号を○で囲み、又は□に印を記載してください。
- ・ 住所及び氏名の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。
- ・ 変更報告の場合は、住所及び氏名の欄並びに変更箇所を記載してください。
- ・ 次のいずれかに該当する場合を除き、特定沿道建築物について耐震診断を行った者又は耐震改修後の特定沿道建築物について地震に対する安全性の基準に適合する旨確認した者により記入された第3面から第6面までの様式を併せて提出してください。
- ① 耐震診断及び耐震改修のいずれも実施していない場合
- ② 建築物の全部又は一部を除却又は移転により沿道建築物に該当しなくなった場合
- ③ 建築物の全部滅失又は一部損壊により沿道建築物に該当しなくなった場合

(第5面)

(第5面)

| <p>【診断結果又は確認結果】</p> <p>1 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。</p> <p>2 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。</p> <p>3 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。</p> <p>【診断概要又は確認概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>方向</th> <th>各階の構造耐震指標等の値 (I_s、I_w)</th> <th>各階の保有水平耐力に係る指標 (q)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>X方向</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y方向</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表の場合は各階の保有水平耐力に係る欄の記載は不要 ※階数が5を超える場合は適宜欄を追加すること。 【診断者又は確認者所見】</p> | 階 | 方向 | 各階の構造耐震指標等の値 (I _s 、I _w) | 各階の保有水平耐力に係る指標 (q) | 5 | X方向 | | | | Y方向 | | | 4 | X方向 | | | | Y方向 | | | 3 | X方向 | | | | Y方向 | | | 2 | X方向 | | | | Y方向 | | | 1 | X方向 | | | | Y方向 | | | <p>【診断結果又は確認結果】</p> <p>1 この建築物は地震に対して安全な構造である。</p> <p>2 この建築物は地震に対して安全な構造でない。</p> |
|---|-----|----|--|--------------------|---|-----|--|--|--|-----|--|--|---|-----|--|--|--|-----|--|--|---|-----|--|--|--|-----|--|--|---|-----|--|--|--|-----|--|--|---|-----|--|--|--|-----|--|--|---|
| | 階 | 方向 | 各階の構造耐震指標等の値 (I _s 、I _w) | 各階の保有水平耐力に係る指標 (q) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | X方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Y方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | X方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Y方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | X方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Y方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | X方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Y方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | X方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | Y方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>屋根ふき材等の地震に対する安全性</p> <p>建築設備の地震に対する安全性</p> <p>敷地の地震に対する安全性</p> <p>建築物の地震に対する安全性</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(第6面)

(第6面)

| |
|--|
| <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断を行い、又は地震に対する安全性の基準に適合する旨確認した者の資格を示す書類の写し 付近見取図 配置図 各階平面図 側面図又は縦断面図（特定緊急輸送道路との位置関係がわかるもの） 基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 構造詳細図 実地調査時の写真 <p>(第3面から第6面までに関する注意事項)</p> <p>この様式は、建築物の所有者（所有者と管理者とが異なるときは管理者）に提出してください。</p> <p>各欄の選択肢は、該当する番号を○で囲み、又は□に印を記載してください。</p> <p>住所及び氏名欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の資格及び氏名を記載してください。</p> <p>耐震診断を実施した旨の耐震化状況（変更）報告書として使用する場合は、耐震診断結果を記入してください。</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により地震に対する安全性を評価した場合は、第4面及び第5面の記入に代えて、別途知事が求める書類を提出する必要があります。</p> <p>耐震改修を実施した旨の耐震化状況（変更）報告書として使用する場合は、耐震改修を行った後の建築物について地震に対する安全性の基準に適合する旨確認した結果を記入してください。</p> <p>建築基準法第86条の7第1項の規定の適用を受けずに同法第6条第1項に定める確認又は同法第18条第3項の審査を受ける場合、所有者又は管理者が確認済証及び検査済証を添付して報告するときは、第4面及び第5面の記入を省略することができます。</p> <p>耐震改修等の種類が全部若しくは一部の除却若しくは移転又は滅失・損壊の場合は記入不要です。</p> |
|--|

第2号様式(第8条関係)

(第1面)

耐震診断実施結果報告書
(第1面)

東京都知事 殿

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第10条第2項の規定により、下記のとおり、所有し、又は管理する建築物について耐震診断を実施した旨を報告します。

年 月 日

(所有者 管理者)

住所

氏名

電話

記

㊟

| | |
|-------------------------------|---|
| 建築物の名称 | |
| 建築物の所在地 | (<input type="checkbox"/> 地番・ <input type="checkbox"/> 住居表示) |
| 建築物の用途 | |
| 建築物の階数 | 地上 階・地下 階 |
| 建築(省T)年月日 | 年 月 日 |
| 建築物の高さ | m |
| 耐震診断実施完了日 | 年 月 日 |
| 1 実施予定あり | |
| 〔耐震改修等の内容〕 | |
| 1 耐震改修 | <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 根椋替 <input type="checkbox"/> 敷地の整備 |
| 2 全部を撤却 | |
| 3 一部を撤却又は全部・一部を移転 | |
| 〔耐震改修等の実施予定時期〕 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 2 実施予定なし | |
| 〔理由〕 | |
| 耐震診断実施時の 地方公共団体等の 補助の有無 | <input type="checkbox"/> 補助あり (地方公共団体等の名称) <input type="checkbox"/> 補助なし |

(日本工業規格A列4番)

(第2面)

(第2面)

備考

(第1面及び第2面に関する注意事項)

- ・各欄の選択肢は、該当する番号を○で囲み、又は□に印を記載してください。
- ・住所及び氏名の欄は、法人の場合は主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。
- ・耐震診断を行った者により記入された第3面から第6面までの様式を併せて提出してください。

(第3面)

(第3面)

(所有者又は管理者)
様

下記の建築物について、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第2条第3号に定める耐震診断を行ったので、下記のとおり報告します。

年 月 日

(指定確認検査機関 建築士 登録住宅性能評価機関 地方公共団体 その他)

住所
氏名
電話

④

記

| | | | |
|---------------------------------|---|------|---|
| 建築物の名称 | | | |
| 建築物の所在地 | (<input type="checkbox"/> 地番・ <input type="checkbox"/> 住居表示) | | |
| 建築物の用途 | 地上 | 階・地下 | 階 |
| 建築物の階数 | 年 | 月 | 日 |
| 建築(着工)年月日 | | | |
| 敷地面積 | m ² | | |
| 延べ面積 | m ² | | |
| 建築面積 | m ² | | |
| 高さ | m | | |
| 軒高さ | m | | |
| 構造種別 | | | |
| 所有者からの依頼日 | 年 | 月 | 日 |
| 耐震診断を行った時期 | 年 | 月 | 日 |
| 地震に対する安全性を評価する方法 | 1 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づき命令若しくは条例の規定に適合することの確認 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定める建築物の耐震診断 (国土交通大臣が上記の一部と同等以上と認める方法の場合は、当該方法を記入) (<input type="checkbox"/> 次診断) | | |
| 建築物の構造方法の特徴と当該評価方法により耐震診断を行った理由 | | | |

(第4面)

(第4面)

| | |
|-----------|--------------|
| 実地調査実施時期 | 年 月 日 |
| 実地調査結果の概要 | [構造耐力上主要な部分] |
| | [屋根ふき材等] |
| | [建築設備] |
| | [敷地の状況] |